

第10回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について

【 重点課題に係る具体的施策】

【第4 支援等のための体制整備への取組】

【1．相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）】

【(15)日本司法支援センターによる支援】

- 日本司法支援センターにおける電話相談については、犯罪被害者専用の番号が必要との意見について

日本司法支援センターにおいては、電話を利用して犯罪被害者の方に情報提供等を行うことが想定されているところであり、その具体的な実施方法については、御指摘の点も含め、さらに検討を進めてまいりたい。

- 日本司法支援センターと民間支援団体との関係を明確にしてほしいとの要望について

日本司法支援センターにおいては、民間支援団体を含む関係機関との緊密な連携関係の下で、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介や、犯罪被害者支援のための制度や支援団体に関する情報提供などの業務を行うことが想定されているところであり、具体的な連携関係の在り方については、関係機関との協議を踏まえながら、さらに検討を進めてまいりたい。

【(19)自助グループの紹介等】

- 警察，地方検察庁，教育委員会，医療機関や保健所等は関係支援機関の情報提供の際，被害者同士の情報交換を行う自助グループについての情報提供についても冊子に明記してほしいとの要望について

自助グループについての情報提供については，提供の方法も含め，今後，検討してまいりたい。

【(22)犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知】

- パンフレットだけでなく，ポスターの活用も検討すべき。被害者に対する配慮や支援組織・支援制度の存在を周知すべきとの意見について

法務省においては，犯罪被害者等に対し，被害者保護と支援のための制度について，内容を分かり易くまとめたパンフレット等を作成し，全国検察庁及び関係各機関に配布するとともに，法務省のホームページ等へ掲載して周知している。

今後とも，犯罪被害者等の御意見や御要望を踏まえ，内容の充実などについて適切に対応していきたいと考えている。

【(23)刑事手続等に関する情報提供等の充実】

- 警察段階，検察段階，裁判段階において，被害者等が外国人の場合の外国語による相談窓口や司法通訳者の手配についての制度を確立し，警察庁，検察庁，裁判所のＨＰ等に主要言語により情報を提供してほしいとの要望について

近年，来日外国人が被害者等として関係する犯罪が増加しているところ，適正な捜査・公判の実現に向け，正確・公正な通訳の確保は欠くことのできないものである。

法務省としては，検察庁での取調べにおける有能な通訳人の確保という観点から，これまで通訳人名簿のデータベース化支援，各種通訳関係資料の配布，通訳人セミナーの実施等の施策を講じて，通訳人の質的・量的充実に努めているところである。

また，犯罪被害者等に対し，被害者保護と支援のための制度について，今後，更なる情報の提供を行うため，外国語によるパンフレットの作成やホームページの作成等による情報提供を検討している。

【(31)更生保護官署及び保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施】

- 地域社会の中で，犯罪予防活動に従事する新たな保護司を「地域支援保護司」あるいは「被害者支援保護司」として新たに委嘱し，地域社会の中で被害者支援専門にあたる「特任保護司」として委嘱していくべきとの意見について

保護司会組織の運営に係る問題であり，法務省のみで判断できる事項ではないが，更生保護官署が犯罪被害者等に対する支援を行うに当たっては，何よりも，犯罪被害者等の心情等に沿った施策を講ずることが重要であると認識しているので，適切な保護司の配置の在り方について，保護司会組織と協議しながら検討してまいりたい。

- 更生保護官署と保護司との協働態勢による支援については，まず保護司の在り方から検討すべき。人数を増やしたり，給料を与えてはどうか。保護司をフォローする方策が必要との意見について

保護司の定員は，全国で５２，５００人であるが，本年７月１日現在の保護司の実人員は，４８，７１０人であり，定員に占める充足率は９２．８％である。近年，地域の連帯が弱まり，保護司の職務も困難化していることなどから，保護司に適任者を得ることがこれまでに増して厳しくなっているので，今後は，より幅広い国民の層から保護司の適任者を確保するため，地方公共団体，教育，福祉等の地域の関係機関・団体と連携するなどして保護司にふさわしい候補者を開拓する方策を検討し，まずは充足率の向上に努めていきたい。また，更生保護官署及び保護司による被害者支援の実施に向けて，被害者支援についての経験や専門知識を有した保護司を確保する方策についても検討を進めてまいりたい。

なお，保護司に給与を支給することについては，ボランティア性という保護司の基本的性格に関わる問題であり，慎重に検討したい。

- 犯罪被害者等に対し，その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行う任務について，更生保護官署と保護司との協働による方向で検討がなされることについては，反対である。第一に，犯罪被害者等は，更生保護官署，保護司は，加害者の更生を支援する側であると考えている。保護司は保護観察中の者よりも，高い位置にいるが，犯罪被害者等とは平面，つまり同じ目線の高さで向かい合わなければならない。このような任務のスタンスがまったく異なる犯罪被害者等に対する支援について，更生保護官署に任せ，保護司を活用することは，犯罪被害者等からの反発あるいは二次被害を生じることとも予想される。第二に，更生保護官署が犯罪被害者等に対する支援に関与することは更生保護の趣旨や理念に反するものであるし，保護司がそのような役割を果たすことは，保護司の本来果たすべき役割にも反するとの意見について

【(36) 刑事裁判終了後の支援における更生保護官署及び保護司並びに関係諸機関・団体等との連携・協力の在り方の検討】

- 更生保護官署が犯罪被害者等に対する支援に関与すること自体に反対であるから，この点についても反対するとの意見について

更生保護官署は，犯罪者の改善更生を図ること等を通じて，社会を保護し，個人及び公共の福祉を増進することをその目的とする機関であり（犯罪者予防更生法第1条），犯罪被害者等の心情や置かれた状況に配慮せず，もっぱら加害者側の視点に立ってこれを利する機関であるかのような御指摘は，当を得ていないと思われる。更生保護官署及び保護司は，その業務において，保護観察の対象者が被害を与えた犯罪被害者等と接する機会を有しており，犯罪被害者等が置かれている悲惨な状況を認識するとともに，犯罪被害者等から，加害者の仮釈放審理あるいは保護観察に関して様々な要望を承っていることから，犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり，犯罪被害者等の要望に応じて，更生保護官署としてなしうる必要な支援を講ずる方向で検討することとしたものであって，この方針は，社会を保護する更生保護の理念に矛盾するものではないと考える。

【(37) 日本司法支援センターによるネットワークの構築とコーディネーター機能の発揮】

- 犯罪被害者等支援のコーディネーターや専門家チームの育成の際は，警察と一定の距離をとりつつ，警察とも連携することのできる人材を育成することが必要。いのちの電話との連携についても重要。支援センターで受けた二次被害について，きちんと検証したり，相談できる特別委員会ないし特別相談窓口は設置しておくべきとの意見について

日本司法支援センターにおける犯罪被害者支援については，いわゆる二次被害を防ぐためにも人材の育成が重要であると認識している。そのために，警察やいのちの電話等とどのような連携・協力関係を構築すべきか，今後，検討してまいりたい。

また，支援センターで受けた二次被害について相談したり，事後的に検証するための方策については，相談者のフォローアップをいかに行うかという視点から，さらに検討してまいりたい。

【 3 . 民間の団体に対する援助（基本法第 2 2 条関係）】

【(2) 民間の団体への支援の充実】

- 弁護士や検事，臨床心理士等が研修のような形で支援センターに派遣してもらい，一緒に支援を行うことが一番理想的との意見について

検察庁においては，検察職員が，被害者等からの様々な相談への対応をするなど必要な支援を実施するとともに，被害者等の状況に応じて精神面，生活面，経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する一方，関係機関からの問い合わせ，相談に応じるなどして連携を深めているところであるが，平成 1 4 年 4 月から，検事に市民感覚を学ばせるため，公益的活動を行う民間団体や民間企業に，検事を一定期間派遣する研修を開始し，今年度も，被害者支援団体や法律扶助協会などの団体等に検事を派遣しており，今後も，関係団体等の協力を得て研修を行っていきたいと考えている。

犯罪被害者等基本計画案試案（第10回検討会用事務局案）
に対する修文意見（法務省）

[第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組]

【 1 . 国民の理解の増進（基本法第20条関係）（9）について 】

○（9）犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施

ア 法務省において、人権週間を中心に、様々な広報媒体をも通じつつ、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるための~~啓発活動及び講演会・研修会~~等の啓発活動を実施する。

（理由）

現在，啓発活動は広報媒体だけではなく，様々な手法を用いて行われているため。

講演会・研修会はそれぞれ啓発手法の一つであることから，啓発活動を修飾するよう変更するもの。